

短期入所生活介護 博仁会桜荘 利用料金

(1) 利用料は、下記合計単位数を 10.17 円で乗じた 1 割から 3 割負担分となります。

①併設型介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）

1. 従来型個室

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)
要支援 1	446 単位	12 単位	6 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要支援 2	555 単位	12 単位	6 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%

2. 多床室

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)
要支援 1	446 単位	12 単位	6 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要支援 2	555 単位	12 単位	6 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%

②ユニット型介護予防短期入所生活介護（ユニット型介護予防ショートステイ）

1. ユニット型個室

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)
要支援 1	523 単位	—	22 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%
要支援 2	649 単位	—	22 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%

③併設型短期入所生活介護（ショートステイ）

1. 従来型個室

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)
要介護度 1	596 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 2	665 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 3	737 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 4	806 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 5	874 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%

2. 多床室

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)
要介護度 1	596 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 2	665 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 3	737 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 4	806 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%
要介護度 5	874 単位	12 単位	6 単位	15 単位	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.3%

④ユニット型介護短期入所生活介護（ユニット型ショートステイ）

	利用料	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)
要介護度 1	696 単位	—	22 単位	—	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%
要介護度 2	764 単位	—	22 単位	—	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%
要介護度 3	838 単位	—	22 単位	—	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%
要介護度 4	908 単位	—	22 単位	—	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%
要介護度 5	976 単位	—	22 単位	—	月の所定単位数の 8.3%	月の所定単位数の 2.7%

⑤その他の加算について（対象者のみ）

送迎加算	184 単位（当施設で行った送迎に対して、片道につき）
療養食加算	8 単位（1 回につき）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位（入所日から 7 日を上限）
若年性認知症利用者受入加算	120 単位（1 日につき）
緊急短期入所受入加算	90 単位（1 日につき）
長期利用者に対する短期入所生活介護	△30 単位（1 日につき）

<厚生労働大臣が定める療養食>

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食

(2) 自己負担の場合の利用料は、限度額を超えた単位数に **8.3%**と **2.3%**（ユニット型介護短期入所生活介護は **2.7%**）をそれぞれ足して、10.17 円を乗じた金額となります。

(3) その他の料金

①居住費

	負担限度額				当施設費用額
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
多床室（相部屋）	0 円	370 円	370 円	370 円	856 円
従来型個室	320 円	420 円	820 円	820 円	1,173 円
ユニット型個室	820 円	820 円	1,310 円	1,310 円	2,009 円

②食費

当施設費用額			
朝食	昼食	夕食	1 日の負担額
388 円	663 円	581 円	1,632 円

※ 『介護保険負担限度額認定証』の交付を受けている場合は 1 日の負担額の上限が以下の通りになります。

負担限度額			
利用者負担 第 1 段階	利用者負担 第 2 段階	利用者負担 第 3 段階①	利用者負担 第 3 段階②
300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

- ③特別食代 実費
- ④理美容代 2,000 円
- ⑤日常生活品費 実費